

転入される保護者の方へ

名柄小学校

○転入手続きの基本手順

(一般的な手順ですので、現在通学されている小学校でご確認ください)

・転出先での手続き手順

- ① 現在お住まいの役所で住民転出手続きをする
- ② 教育委員会で転出の手続きを行う
- ③ 現在通学されている小学校で在学証明書・教科書給与証明書をもらう

・御所市での手続き手順

- ① 御所市役所で住民転入手続きをする(市役所 1 階)
- ② 御所市教育委員会(市役所 3 階)で転入通知書発行手続きを行う
- ③ 名柄小学校へ電話して来校日を決めたのち、来校ください(前任校発行の在学証明書・教科書証明書持参)

○連絡事項

・教科書等について

前任校の教科書給与証明書を基に、出版会社の違う教科書のみ給与します。引き続き同じ教科書や副読本を使用する場合がありますので、転入前に処分されないようご注意ください。

処分されますと紛失等の場合と同様、有償となります。

学習帳や習字道具・リコーダなども引き続き利用する場合がありますので、担任にご相談ください。

・諸会費について

PTA 会費・教材費を奈良県農協葛城支店の口座振替にて集金させていただきます。詳しくは転入時に説明させていただきます。

・その他

就学援助制度があります。認定の基準がありますので、お問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。
TEL 0745-66-0043